

高齢者肺炎球菌感染症予防接種（肺炎球菌ワクチン）について

高齢者等肺炎球菌ワクチン接種について、令和5年度まで予防接種法に基づいた定期接種となっています。

【接種対象者】

【令和2年（2020年）度対象者】

年 齢	生 年 月 日
65 歳	昭和 30 年 4 月 2 日生～昭和 31 年 4 月 1 日生
70 歳	昭和 25 年 4 月 2 日生～昭和 26 年 4 月 1 日生
75 歳	昭和 20 年 4 月 2 日生～昭和 21 年 4 月 1 日生
80 歳	昭和 15 年 4 月 2 日生～昭和 16 年 4 月 1 日生
85 歳	昭和 10 年 4 月 2 日生～昭和 11 年 4 月 1 日生
90 歳	昭和 5 年 4 月 2 日生～昭和 6 年 4 月 1 日生
95 歳	大正 14 年 4 月 2 日生～大正 15 年 4 月 1 日生
100 歳	大正 9 年 4 月 2 日生～大正 10 年 4 月 1 日生

◎ 60歳から64歳で心臓・腎臓・呼吸器の機能の障がい又は、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に重度の障がいがあり、身体障害者1級に認定されている方も対象となりますので、お問い合わせ下さい。

※ 令和元年度から令和5年度までの間は、各当該年度に、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳及び100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある方

【接種回数】 1 回（過去に接種済の方は接種対象からはずれます）

【接種期間】 令和2年度内 <令和3年（2021年）3月31日まで>

【接種場所】 指定医療機関
（接種の受け方など、詳細については接種希望者に個別にご案内します。）

【接種料金】 自己負担 3,500 円（接種医療機関の窓口でお支払いください。）

【申込み方法】 稚内市生活福祉部健康づくり課（保健福祉センター内）電話・窓口

《 お申込み・問い合わせ先 》

稚内市生活福祉部健康づくり課
稚内市中央4丁目16番2号
電話 23-4000

1. 肺炎球菌感染症とは？

肺炎球菌は鼻やノドの奥につきやすい細菌のひとつですが、健康で体力のある状態ならば、免疫力が十分あるため感染症を引き起こすことはありません。しかし、**体調をくずすなど何らかの原因で免疫力が低下していたり、風邪をひいた後など肺炎球菌による感染症を発症することがあります。**特に乳幼児や65歳以上の方がかかりやすいです。ほかにも、糖尿病、心臓病、呼吸器疾患などの慢性疾患を持つ方や、免疫力が低下している方などがあげられます。

2. 肺炎球菌ワクチンについて

このワクチンは「肺炎球菌」による肺炎を予防するためのワクチンです。

肺炎球菌にはたくさんの型があるので**全てを予防できるわけではありませんが**、接種しておくことで、ワクチンに入っている型が原因のものに予防効果が期待されます。

3. 副反応について

予防接種後、注射部位の腫れや、痛み、発赤、軽い熱、倦怠感などがみられることがあります。ほとんどの場合、これらの症状は3日程度で治まります。

まれに重大な副反応として「アナフィラキシー様反応（呼吸困難、血管浮腫、じん麻疹、発汗など）」「血小板減少（出血しやすい、出血が止まりにくい）」「知覚異常（刺激によるピリピリする感じ）」「ギランバレー症候群（手足の筋肉に力が入らない）」等が報告されています。

また、**過去5年以内に接種されたことのある方が再度接種された場合**、注射した部位が痛んだり、発赤したり、硬くなったりする副反応が強く出ることがあります。

◎ 予防接種健康被害救済制度について

予防接種は感染症を防ぐために重要なものですが、極めてまれに健康被害の発生が見られます。万が一、定期の予防接種による健康被害が発生した場合には、国による救済給付制度があります。

※定期予防接種以外の年齢で接種される場合は、予防接種法に基づかない予防接種となり、健康被害が生じた場合は、独立法人 医薬品医療機器総合機構法および市の予防接種事故災害補償規則に基づく救済を受けることになります。

なお、その健康被害が予防接種によるものと認定された場合に、補償を受けることができます。